

令和5年9月定例会  
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年9月8日(金)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和5年9月8日(金) 午前8時57分
閉 会 日 時	令和5年9月8日(金) 午後2時38分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳宏
副 委 員 長	中西 耕二郎
委 員	竹 田 悦 子 田 中 克 美 金 澤 孝 太 郎 茂 利 博 之
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 4 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 7 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定

委員会執行部出席者

(市長政策室)		(財務部)	
市長政策室長	藤崎 秀也	財務部長	谷 広明
市長政策室副室長	沼上 勝	財務部副部長	鈴木 誠司
秘書課長	中山 浩一	財政課長	高田 史
総合政策課長	富田 真久	資産管理課長	秋元 宏康
(総務部)		税務課長	原口 佳之
総務部長	岩間 則夫	収税対策課長	野口 高志
総務部副部長	関根 正	資産管理課副参事	山岸 晃
総務部参事兼			
職員課長	戸ヶ崎 徹	会計管理者	関口 泰清
総務部参事兼		会計課長	沼上 早苗
やさしさ支援課長	小川 裕子	監査委員事務局長	田島 盛明
総務課長	小倉 英樹	監査委員事務局副局長	鈴木 恵子
ICT 推進課長	中根 哲	吹上支所長	岡田 和弘
契約検査課長	中越 好康	川里支所長	山縣 一公
総務課副参事	遠藤 美穂		
職員課副参事	小林 健介		
		書 記	國島 清文
		書 記	星 圭也

(開議 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) それでは、改めまして本日の会議を開きます。

資産管理課長より発言を求められておりますので、どうぞ。

(資産管理課長) おはようございます。貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。発言の訂正を 1 点させていただきます。

昨日、議案第 77 号、歳入、土地売却収入の中で、竹田委員からの質問で、広田区画整理区域内に普通財産があるのかとの問いがありましたが、私がありませんとの回答をしました。正式には、現在公売している土地 5 件が普通財産であることから該当となりますので、5 件ありますと訂正をお願いします。よろしくをお願いします。

(委員長) 昨日に引き続きまして、議案第 77 号 令和 4 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち、本委員会に付託された部分の歳出について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 8 分)



(開議 午前 1 0 時 1 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

職員課長より発言を求められておりますので、職員課長、どうぞ。

(総務部参事兼職員課長) すみません、発言の訂正をお願いします。先ほど人件費の一般会計、一般職の特殊勤務手当の減少額のところなのですけれども、12万60円と説明してしまいました。正しくは12万7,060円の減少となりますので、発言の訂正をお願いいたします。

(委員長) これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(茂利) 一般会計決算、歳出、84ページの資産管理課、包括施設管理業務事業について、包括施設管理業務委託の業務の内容の詳細と、またこの金額が令和3年と令和4年でどれぐらい差があるのか、プラスかマイナスかを伺います。

(資産管理課長) まず、業務の内容の詳細なのですけれども、包括施設管理業務委託では、設備機器の保守点検、建物の法定的な点検、樹木の植栽の管理といった、まず1つ目は保守管理という分類があります。それと、建物の故障や不具合などを修理する修繕の業務、それと巡回点検、それと保守、修繕の管理に係る経費、そのほか巡回点検をした際に水道のパッキン類を交換したりとか、ビスの緩みとか、清掃とか、そういった軽微の修理も行っています。それに関して、修繕の各課と施設、資産管理課、システムを導入していきまして、そのシステムに係る経費といったマネジメント、この3つに分けられます。令和3年度は最後のマネジメントといったものがないので、保守と修繕で約3億5,522万円になっています。令和4年度は、保守管理と修繕業務、それと最後のマネジメントが加わりますので、4億1,673万円ということで、差額にすると6,151万円が増額という形になっています。

以上です。

(茂利) 4億1,673万5,619円の費用対効果はどうでしょうか。

(資産管理課長) 1年間やってみて、出だしちょっとシステム等の操作等で職員の間でも操作がうまくいっていなかったりとかというところはあったかと思うのですけれども、途中からは軌道に乗ってきて、結果としてはよかったなという感想は皆さん持っていらっしゃるというふうに伺っています。

以上です。

(茂利) また、課題として見えているメリット、デメリットはございますか。

(資産管理課長) デメリットといった点では、先ほどのシステムの出だしの使い方に関して職員の間でちょっとうまくいっていないところがあったなというところはあるのですけれども、今の時点ではそれは改善されているので、特段デメリットというのはいはないと思っています。今後の改善としましては、修繕のことではあるのですけれども、今の段階ではちょっと壊れてしまったとか、そういった事後の修理といったものも多かったのですけれども、今後は事前に補修していくような、事前的

な修繕もできたらいいなというふうには考えています。

以上です。

（茂利）質問を変えます。

114ページのやさしさ支援課、結婚支援事業について、どのようなサポートをされているのでしょうか。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）結婚支援事業では、婚活支援と結婚新生活支援の2つの事業がございまして、1つ目の結婚支援につきましては、県の公的な結婚支援センターであるSAITAMA出会いサポートセンターの運営協議会に市として加入しておりまして、市民の利用登録料の減額や出張登録会を実施するほか、SAITAMA出会いサポートセンターの事業を通して結婚希望者に対し出会いの機会を提供しております。

2つ目の結婚新生活支援につきましては、婚姻に伴い鴻巣市で新生活を始める夫婦への経済的支援として、住居費や引っ越し費用、リフォーム費用等を補助しています。

以上です。

（茂利）これまでの利用者数や、また利用者の声はどうでしょうか。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）婚活支援のSAITAMA出会いサポートセンターの登録者数ですが、令和5年3月末で1万5,729人、成婚退会組数は347組となっております。利用者の声としましては、成婚された方のコメント等ではやはり、すてきな方と出会えたという意見があります。それから、結婚新生活支援補助金につきましては、令和4年度は43世帯に対し1,200万円の補助金を交付いたしました。こちらの補助を交付を受けた世帯、ご夫婦のご意見としましては、やはり新生活を始める経済的費用の不安があったということで、非常にこの支援は助かったという声が多く寄せられております。

以上です。

（金澤）それでは、議案第77号、令和4年度一般会計決算に対して質疑をさせていただきます。

お手元に一応通告は出させていただいておりますが、歳出のまず83ペー

ジ、6 款の財政管理費についてのところで、本庁舎の維持管理業務がございます。1 億1,530万5,000円という決算ですが、この内容の中で従来の本庁舎と別棟という新館、これの維持管理というのは、これ見ると総体で出てしまっているのですが、分けることはできないのかなというところなのです。その辺はいかがですか。

(資産管理課長) まず、分けるということに関してですけれども、光熱水費のところで電気に関しては一括して新館の屋上にあるキュービクルのところで受電をしております。そこから新館、本庁舎へ分けてしまっているのです、電気代に関してはちょっと分けることは難しいかなというふうに考えています。ガス、水道については、別系統から入っていますので、それぞれの建物で算出することは可能ということはあるのですけれども、仮定としてちょっと計算をしてみますと、床面積で案分、電気代をしてみますと、電気代が新館では975万円、本庁舎では1,892万円と。新館が34%ぐらいの床面積だと割合になることから算出をしてみました。それと、ガス代が、新館が242万円、それと本庁舎が2万円、水道代ですと新館が72万円、本庁舎が104万円と。これらを足すと、光熱水費が新館で1,289万円、本庁舎が1,998万円ということになります。

さらに、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品、こういったものもちょっと面積案分をしてみたのですけれども、この中で不動産鑑定手数料、これは単発的な、庁舎には関係ないことなので、これは除きます。それと、設計委託料、これも突発的なものなので、除きます。そうしますと、役務費、委託料、使用料、こういったものも新館が1,487万円、本庁舎で2,886万円と。これを光熱費と合わせますと、新館が2,776万円、本庁舎で4,884万円ということになります。

さらに、包括施設の管理業務の委託の中で、新館、本庁舎にかかっていた費用というのもあります。機器の保守管理とかそういったものが新館で1,466万円かかっていました。本庁舎が3,029万円かかっています。それと、修繕、これが新館で64万円、本庁舎で85万円と。これら全てを足すと、新館が4,306万円、本庁舎が7,998万円ということになりまして、合わせると約1 億2,340万円 (P. 21「約1 億2,304万円」に発言訂正) と

いう数字になるかなという、想定の数値なのですけれども、算出してみました。

以上です。

（金澤）今私のほうでも比較した場合の新館の維持管理費はどのくらいと言おうとしたのですが、もうお答えいただきましたので、ありがとうございました。

今、要は電気とかガスとかそういうもの、水道とか、全部一体でやっていますよという形なのですが、本館というのは老朽化対策、当然やったとは思いますが、築年数は伸びていますよね。新館は当然新しいという形なので、これ総合管理計画の中の個別施設管理計画、これはどういうふうになっているのですか。分けていないのですか。

（資産管理課長）個別施設管理計画では1つの市庁舎ということになっています。

以上です。

（金澤）一体で見ているということですか。

（資産管理課長）はい、そういうことになります。

（金澤）これはちょっと一体で見るというわけに、どうなのかなというところは私の質問でも分かると思うのですが、建物が本館のほうは当然古いものだし、新館のほうは新しいのだから、躯体的に考えれば個別施設管理計画というのは別々に起こしておくべきかと私は思うのですが、その辺はいかがでしょう。

（資産管理課長）個別施設管理計画の中で一くくりでちょっと書かれてはいるのですけれども、検討の中ではやはり本庁舎の中の築年数40年がたっているといったことを主体として書いていますので、これについては、項目は分けるかはちょっと今後の課題とはしますけれども、内容についてはそれぞれ別棟で検討していく必要はあるのかなというふうに考えます。

以上です。

（金澤）今の答弁ですと、躯体についてはちょっと今後研究していただければと思いますので、よろしくお願いします。

次が85ページの公共施設等マネジメント事業3,494万2,000円という形です。ご説明の中で、公共施設の3次元台帳作成の業務委託2,938万9,000円という形でなっておりますけれども、この事業の内容と推進状況はどの程度になっているのかお聞きしたいのですが。

(資産管理課長) まず、事業の内容ですが、公共施設の状態把握や維持管理、利用、活用方法の検討等に活用するためのものです。施設に関する情報をデジタル化、蓄積してオープンデータ化することで自治体、市民、民間企業等が有効活用できるデータ基盤を構築するといったものです。公共施設3次元台帳作成業務の中で、既存の竣工図等から公共施設31施設の3次元データの作成を行っております。それと、ドローンを活用して建物の地上から見えづらい部分の劣化状況等を精密点検をいたしました。そういったことから、成果物としてはビームデータという構造躯体の3次元のデータ、それとドローンを飛ばしたときの動画、それとパノラマビューという現地の、グーグルのストリートビューのような形ですか、そういったものをつくっております。それと、精密点検の結果、これを基に建物の劣化状況の優先順位、そういったものと、それに対する対策工法、概算費、こういったものを作成をいたしました。事業としては一応この31施設を完了して、単年度で一応完了ということになっています。

以上です。

(金澤) そうすると、要は3次元の台帳というのを、結局その施設を見るときに当然コンピュータからも見るのでしょうか。スイッチを入れると全体的な建物の把握が3次元でスクリーンに出てくるという発想でいいのですか。現物見てみないから分からないのだけれども。

(資産管理課長) まさに3次元の世界がデータ上つくられていますので、外から建物に、3次元データの描いた絵の中に入っていけるような形になっていまして、建物の寸法等も竣工図から見て正確に起こしていますので、そういった空間は見れるようになっています。

(金澤) そうすると、包括管理システムだと118施設かな、それはみんなもうできているということですか。

(資産管理課長) 3次元データの作成に関しては、118は考えてはいません。今回だったら31施設のみを考えていまして、これからまた新たに次の施設をやっ払いこうとか、そういった考えは今のところありません。

(金澤) では、次に87ページのふるさと納税促進事業6,115万4,000円、これについて何点か質問させていただきます。

ふるさと納税事業自体、これは国のほうで、自治体に寄附すると住民税等が控除されるという形で、推進をなささいという形になっているのですが、近隣市でもかなりの実績を上げているところもあります。お隣の北本市あたりもそうかなという感じがするのですが、まず令和2年、3年、4年度のふるさと納税の出入りの実質収支の実績を伺いたいののですが、もう令和4年度のものについてはふるさと寄附金収支決算表の資料を頂いていますので、2年、3年の数字だけちょっと教えていただけますか。

(総合政策課長) 実績収支のまず令和2年度でございますが、寄附受入額からそれに要した経費を差し引いた実質的なプラス分については約4,520万円に対しまして、市民税減少額から普通交付税措置される分を差し引いた実質的なマイナス分が約4,271万円。これを差引きいたしますと約249万円のプラスでございました。次に、令和3年度でございますが、同様に実質的なプラス分が約5,239万円。こちらから実質的なマイナス分5,724万円を差引きいたしまして、令和3年度においては約485万円のマイナスとなっております。

以上です。

(金澤) ありがとうございます。よくこれ自治体間競争というので新聞等でもトップはこうだよとか出ているわけです。昨年度かな、全国自治体の中で宮崎県の都城市、これが196億円、2番目が北海道の紋別市で194億円という形になっています。うちは多分かなり低い数字になっていますけれども、本市の返礼品の選択で、これでふるさと納税がしたくなるような推進というのはどのようにお考えになっているのか、ちょっとお示しいただけますか。

(総合政策課長) ふるさと納税の寄附受入れ拡大に向けたこれまでの取

組といたしましては、まずふるさと納税業務を委託しております事業者と連携を図りながら、寄附される市外の皆さんの様々なニーズに応えるために新規返礼品の開拓や返礼品のラインアップの充実に努めておりまして、返礼品の数は季節によって増減ございますけれども、平均して県内でもトップクラスの今600品目をそろえております。また、ふるさと納税していただいた方のリピート率というのも重要になってまいりますが、こちらの向上を図るために、ふるさと納税のPRのチラシを作成いたしまして、本市に寄附いただいた方に送付するなど、ふるさと寄附金の受入れ拡大を図っているところでございます。

以上です。

(金澤) 今ふるさと納税自体の推進に対して、実際納税をしている人、これはどっちかという返礼品目当てという色彩が強くなってしまっているのだよね。だから、官製通販という状況なのだけれども、自治体でふるさと納税の税を奪い合うというような形になってしまっていると思うのですが、その中で違反等も出ているというのが新聞等で出ていますけれども、本市の場合は、返礼品の調達費は寄附額の30%以下ですよと国が基準を示していますが、本市はそれを守っているというか、どの程度になっているのですか。

(総合政策課長) 総務省におきましては、ふるさと納税の運用に当たりまして、今委員からお話ありましたように、返礼品等の調達に要する費用の額は寄附金額の3割以下、また寄附金の募集に要する費用の総額については寄附金の受け入れた総額の5割以下とするように定めております。本市においての状況ですが、令和4年度におきましては、返礼品等の調達に要する費用の割合は28.4%、また全体的な募集、返礼品も含めまして募集に要する費用の割合は47.9%となっております。国が示す基準に適合している状況でございます。

以上です。

(金澤) そうしますと、国の基準は守られているという形でののですが、それとふるさと納税の返礼品を当然委託業者にお願いしますよね。ここにも品物書いてあるのですが、要は、私ちょっとほかの新聞等で読

んだら、かなりニーズが強くて、申込みが多くて、需要に賄い切れない状況になってきてしまったという。鴻巣の場合はそうならないとは思いますが、委託業者の信用度、この辺はやっぱりある程度チェックして返礼品の品物の選定に当たっているのか、その辺はどうなのか。

（総合政策課長）返礼品の提供事業者につきましては、随時その事業者側からの募集等に応じまして庁内で審査会を設置しております。その中で審査しております。当然のことながら、そもそも今委員さんがおっしゃられたように注文に対して対応能力があるかですとか、あとは先ほど申し上げた国の基準の中でもやはり産地ですとか、本市で価値がついたものでないと商品として認めないというような、そういった基準もございまして、そういった商品の生産過程なども含めまして審査を行った上で返礼品として認定するような流れとしております。

以上です。

（金澤）私がこんなこと言ってしまっていてあれなのですが、いずれにしろ地場産業の育成、これが一番重要なことですから、よろしく願いしたいということでございます。

次に移ります。89ページの企画費の市民が主役のまちづくりの地域懇談会事業についての状況です。地域懇談会事業による行政側の目的、方向性、これもうかなり長くやっていますよね。この辺の当初からのこういうものでこれをやるのだという目的というか方向性、その辺をちょっとお聞かせ願いたいのですが。

（総合政策課長）懇談会事業につきましては、市、行政側と地域の皆さんの代表的な自治会、町内会の皆さんと懇談を通じて地域の課題を共有し、課題の解決に努めるとともに、地域住民の皆さんと行政のつながりや結びつきの強化を図ることを目的として実施してまいりました。この懇談につきましては、昨年度までは副部長級の職員と公民館職員中心に対応、運営してまいりましたが、今年度からは、ご承知のとおり、地域と行政の結びつきをさらに深めていくために全ての会場に市長も参加させていただきまして、事前に地域の皆さんからいただいたテーマについ

て地域の皆さんと懇談、意見交換をさせていただき予定としております。  
以上です。

（金澤）この地域懇談会事業というのは、前任の市長からずっと来ているのですから、かなり古いあれなのですが、長くやっているのですけれども、自治会云々だと、中には自治会長で長くやっている人がいる。それで、逆にもう短くなっている人もいます。そういう人を呼んでくると、意見の中身というのが何か変わっている、解釈ができないような状況もなっているというような感じを聞くのです。この懇談会事業云々については、毎回やるに対して、何か項目に対して質問等を受けるとか、そういう形でやっているのですか、それとも要望とか苦情とかを受けるといような形でこの懇談会事業をやっているのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

（総合政策課長）この懇談会につきましては、まず初めに各市内10地区の連合会長さんに参加者の選出をお願いいたします。その参加者の名簿を頂いた上で、その参加者の皆様に事前に、地域で抱えている課題は何かですとか、当日懇談会で話し合いたいテーマは何か、また市に対する要望、ご意見等何かという、そういった項目を設けまして、事前にそういったご要望等をいただきまして、懇談会の前にいただいたご要望については庁内各課にその要望に対する回答を作成をお願いいたしまして、すぐ対応できるものとか緊急なものについては、もう懇談会を待たずにすぐ対応していただくと。また、ちょっと時間かかるものについては、どう対応するかという回答をまとめ上げまして、当日の懇談会において皆さんにお示し、報告させていただきますとともに、事前にアンケートをいただいたテーマを基に、2つぐらいに絞って懇談するような形で運営をしております。

以上です。

（金澤）質問項目で要望、苦情等はどう対応しているのかと質問しようと思ったら、もう回答いただきましたので、その辺は結構でございます。ありがとうございました。

次に、91ページの企画課の中で、笠原小学校跡地利活用事業643万1,000円

という形でありますが、この中で跡地活用募集要項を作成していますということなのですが、この作成後の進捗状況、この辺はどのようになっているのかちょっとお聞きしたいのですが。

（総合政策課長） 昨年は、業務委託といたしまして、事業者の公募に向けて、貸付条件や事業の内容ですとか、募集要項、実施要領、協定書や契約書の案などの作成をしてきたところです。その後の状況といたしましては、昨年度から引き続き笠原小学校の用途変更の手續に今、県との調整に時間を要しているというところもございまして、現在、埼玉県の都市計画課と協議を続けているところですが、あとそれと並行して民地取得も進めておりまして、目標としましては今年度中には公募の開始を目指して今準備を進めているところでございます。

以上です。

（金澤） 今後の、次に学校の統廃合についてなので、これは教育部局マターなのですが、統廃合を考えている場合には、跡地利用というのはどうするのだというのは当然課題になってくると思うのです。これはもう鴻巣だけではなくて、埼玉県でもそうですし、全国的にこの学校統廃合を考えていくと自治体との当然課題となっているのではないかと。というのは、要は市街化区域、調整区域、いろんな地目等があるから、なかなか利用勝手が難しいという形になっていると思うのですが、その設置場所の用途地域の見直し、これは行政マターですと簡単に変更ができるものなのですか。

（総合政策課長） 今回の笠原小学校の場合で申し上げますと、今回の笠原小学校は市街化調整区域内にあるということで、先ほど申し上げましたとおり、やはり県との用途変更に向けた調整に今時間がかかってしまっているという状況です。他県の例を申し上げますと、東京都、栃木県、千葉県などでは、廃校等の公共施設跡地の用途変更につきましては規制緩和しておりまして、市街化調整区域における用途変更については都市計画法の第34条でいろいろ定められておるのですが、その中で第14号に開発審議会の許可を得たものという条文がございまして、東京、栃木、千葉の3県については、その開発審議会での公共施設跡地の用途変更、

廃校を想定した用途変更を許可できるような基準を設けているのですが、埼玉県にはちょっとそのような基準がないということで、この条例を活用しての変更ができないというところで、県と調整をさせていただく中で県から助言をいただいたのが、今回本市が進めている手法になるのですが、同じく都市計画法第34条の第12号におきまして、市が地域や用途を限って定めたものという項目がございます。今回はこちらの項目のほうを適用させていただく方向で、指定に向けて今年度、第6次鴻巣市総合振興計画の後期基本計画におきまして民間活力を活用しての跡地利活用というくだりを追加する旨の変更を先日行ったところでして、これに連動する形で今都市計画マスタープランの改定の作業も進められているところでございます。今後、跡地利活用のための用途地域の問題というのはどうしても出てまいりますけれども、県の規制緩和に向けた動きにもよりますけれども、もしこの先こういった事例が出た場合には、今回の手法を参考にしながら、必要な手続や手順を確認しながら進めていくようになるかというふうに考えております。

以上です。

(金澤) 結局この跡地を利用するといった場合に、いわゆる単体自治体だけでは解決が難しいのだよね。結局県とか何かを巻き込んでやっけないと簡単に右から左できないわけです。だから、その辺をもっと優先的に、埼玉県もスーパープロジェクト等をやっているという形なのだから、県のほうに要望等をかけて、その辺をまず解決したほうが担当者もすごくやりやすいと思うのだよね。一々考えたって壁にぶつかってしまうわけよ。では、どうしようになってしまうわけ。だから、やっぱり用途変更、見直し云々、緩和、この辺を埼玉県でどうするのだというふうに言ってもらわないと、各自治体で統廃合の跡地をどうしようかといったって、そんな右から左に解決できるわけではないと思うので、その辺は我々も含めて強く県に要望していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間もあれなので、最後になります。141ページでございます。監査委員のほうで、今まで監査委員って多分質問がなかったもので、今回させてい

ただきますが、監査事務事業173万3,000円ということで、これ監査で、各部署等で監査を年度ごとに計画的に実施しているというふうに思います。監査を受けたほうは、監査によって指摘された事案等、この改善策等の回答を担当部署から監査のほうに答申するのだけれども、1回それだけなのか、その後のフォローというのはどういうふうに確認を行うのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。すみません。

(監査委員事務局副局長) 金澤委員のご質問のとおり、監査終了後において事務手続上改善が必要な場合には、その書類に付箋をつけ、担当部署に返却し、後日改善に関する要請文書を担当課長宛てに送付しております。その後、担当部署では、直ちに修正できるものについては修正し、決裁を受けて改善策等の回答を提出していただいておりますので、事務局といたしましては修正済みと認識しており、改めて書類の確認等は行っておりません。

以上です。

(田中) 一応通告をしてありますので、前任者と重なる部分があるかと思いますが、質問をさせていただきます。

まず、74ページ、会計年度職員の関係なのですけれども、一応資料等を頂きまして説明も受けましたが、近年の、この質問は、人数の推移についてお聞きします。

(総務部参事兼職員課長) 職員課で所管している会計年度任用職員というのは、産休とか育休とか、それから突発的なものになるのですけれども、市役所全体として会計年度任用職員の推移といたしますと、会計年度任用職員の制度ができたのが令和2年度からになります。令和2年度の会計年度任用職員の人数といたしましては534名、令和3年度が586名、令和4年度が603名、令和5年度が621名ということで、こちらの人数につきましては、その年の4月支給分の人数ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

(田中) 一応今4か年、まだ令和5年度は出ていないのですけれども、結果は、人数は出ていますけれども、その金額等の、人数が増えてきて

いるのは分かるのですけれども、金額等もそれに応じて増えているのかというところをちょっとお聞きします。

（総務部参事兼職員課長）会計年度任用職員の人件費については、大変申し訳ないのですけれども、4年度と3年度しかちょっと分からないのですけれども、3年度につきましては、お配りしました資料になるのですけれども、5億八千……すみません、ちょっとお待ちください。大変失礼しました。6億8,768万992円となっておりまして、令和4年度が7億2,963万2,007円となっております。

以上です。

（田中）資料的には令和3年から4年にかけてのものしか今のところないということで、一応こういう表をもらっているのを理解すればいいわけですね、取りあえず。

では、時間もあれなので、次へ行かせていただきます。80ページ、資産管理課に質問していると思うのですけれども、公有財産管理事業で主なものという、要するに金額の大きいものをちょっとお示し願いたいと思います。

（資産管理課長）金額的に大きいものになりますと、燃料費で公用車などのガソリン代、それと光熱水費で、これは旧笠原小学校の電気、水道代、それと市有物件災害共済保険料で、これは建物と自動車の保険料、それと市民総合賠償保険料、除草委託料、それと旧第二庁舎解体工事に伴う環境事前調査委託料、それと廃棄物処理の委託料、それから旧笠原小学校の空調機器の借り上げ料、旧第二庁舎の解体工事、それから公用車5台の購入、これがちょっと金額的に大きいのかなというふうに認識しています。

以上です。

（田中）ただいまちょっと答弁の中で燃料費の関係があったと思うのですけれども、これって当然、4年のときはまだ燃料代が上がるのかという、物価高騰というのは出ていたけれども、燃料代が上がるというのに対しての予算的にはまだ取っていなかったのでしょうか。

（委員長）暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時03分)



(開議 午前 11時06分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(資産管理課長) 令和3年度と令和4年度を比較しますと、約17万円ぐらいの令和4年度の増額という形にはなっているのですが、国のほうの調整等もあったことから、流用等あったかちょっと分からないのですが、一応予算の範囲内ではできたのかなというふうに考えています。

以上です。

(田中) では、同じページだと思うのですが、ページは次ページへ飛んでいますね。失礼しました。本庁舎維持管理事業についてちょっとお聞きしますが、先ほども前任者が聞いているので、あんまり、ちょっと変な方向で質問するしかなくなってしまったのですが、82ページで、多分大改修、7年ぐらい前だったかな、大工事というか、改修しましたよね、ここを。本庁舎。その前は多分結構ちょこちょこ、ちょこちょこいじって直していたりしたし、当然経費も、電気料金とかも無駄があったので、かかったと思うのです。改修後に関しては、冷暖房も各部屋ごとに今空調が入っていたりするので、維持管理自体は、工事前と工事後を比べると、工事後はそんなにかかっていないのではないかなというふうになってきたと思うのですが、その辺についてお聞きしたいのですが。

(資産管理課副参事) 空調改修工事を行う前と行った後でどのぐらいの差があったかというご質問だと思いますが、計算上は、設計上は、個別空調を入れた場合10%程度電力量が抑えられるという設計でございましたが、1年間運用してまいりまして、結果15%ほど電力量としては抑えられている、減少しているという形になっております。ただ、金額で比較いたしますと、電気料金の高騰等がございまして、それほど、使用している電力量自体は15%程度抑えられているという結果は出ているのですが、金額としてはさほど変わらないといったような状態ござ

いました。

以上でございます。

(田中) では、次に移ります。

84ページです。さっきちょっと違う部門の……84のほう、包括施設管理業務事業について質問します。要するにこれの主なもの、先ほどもちょっと似たような、公有財産のを聞いたと思うのですけれども、これの主なものを聞いたのですけれども、包括施設管理業務事業の主なもの、金額が大きいものについてお聞きします。

(資産管理課長) 修繕の金額が大きいもの。それとも、保守管理とかということ。

(田中) 全体合わせて、施設管理業務事業。維持管理でもいいですよ。個別の施設に対しての金額の大きい事業というふうになんかちょっと捉えていたいただきたいのですけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時13分)



(開議 午前11時13分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(資産管理課長) 修繕ですと、大きいところだと、一くくりでいくと、まず小中学校の修理が断然多いです。その中で個別の施設ごとで大きいところといいますと、下忍小学校で320万、それから吹上北中学校で408万円、あたご公民館で400万円、箕田公民館で394万円。金額的に300万を超えるようなものはそのぐらいの施設があります。内容については、空調とかが壊れるとやはりちょっと金額ががんと上がる傾向があるように感じています。

以上です。

(田中) 事業として、今のだと、この金額とあれすると100以上あると思うのですけれども、今の資産管理課でやっているものに対しては全部でどのぐらいの箇所数というか、あるのでしょうか。

(資産管理課長) 施設数は118施設でやっています。

(田中) 86ページ、ふるさと納税の促進事業、これ先ほども前任者が聞いているので、6,100万ぐらいのものが令和4年度入ってきたと。一応当初予算は7,900だったかな、そのぐらいだったと思うのですけれども、要するに見込んだ額よりも小さいということに対しての質問をしたいのですけれども、先ほども前任者の質問の中で隣町は割と多いという話がありました。今回、最近ニュースで例の、余計なことかもしれませんが、福島のほうでは前年の7倍から10倍になっているところがあると。これは、例の処理水の放出の関係で、そういう日本人の気持ちを捉えて、食品だったと思うのですけれども、海産物か何かに対して、それをふるさと納税をしていただくというような動きが出てきたので、そういうことが起きているということなのだけれども、鴻巣市では今現時点ではそういうのはないので、災害とかの関係でそういうのがあるわけではないのだけれども、何か特効薬ではないけれども、特徴を持って花を、極端な話、鴻巣、花、花の原価的にはそんなに高くないものなので、やり方ですけれども、要するに基準があるというので余計なことを言っても駄目な部分もあるかもしれないのですけれども、金額がそんなになくても心温まるようなプレゼント的なものを毎月贈るとか、2か月に1遍贈るとか、何かいろんな特徴を出してここから企画していただければなというふうに思うのですが、費用対効果、そして基準値、極端な話、原価を割と安くやって効果を上げる方法を私は考えてもらいたいと思うのですけれども、そういう方向を考える気持ちがあるかどうかをお聞きします。

(総合政策課長) 返礼品につきましては、これまでもいろいろ知恵を絞って、突き抜けた例えば肉ですとか、海産物ですとか、そういった商品がない状況の中で、ラインアップを増やす形で、市全体の総力戦という形で商品を増やしまして、今獲得に努めているところです。特色ある返礼品という部分につきましては、最近力を入れておりますのが体験型と呼ばれる部分で、ただ物を送るというのではなくて、体験型としては福祉作業所のイチゴ狩りですとか、あと鴻巣カントリーのゴルフのプレーチケットですとか、あと今結構人気を集めております花火大会の観覧券ですとか、そういった物ではなくて実際市にお越しただいて体験いた

だくような、そういったところにも今力を入れておりました、返礼品の幅の拡大を図っておるところです。今後も引き続き、そういった商品も含めまして受入れ拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

（田中） それでは、次の質問に入らせていただきます。

同じく88ページの定住促進事業なのですが、毎年というか、ここ何年かやっているのですけれども、内容的に特徴を、当然物とか企画によって申込みがあるかどうかということがあるので、その辺についてちょっと考えをお聞かせいただきたいと思います。

（総合政策課長） こちらの定住促進事業につきましては、3世代同居または近居のために市内に住宅を取得した方に3世代住宅取得補助金を交付するものでございまして、定住促進を進める上でシティプロモーションですとか、いろいろ取組を進めていく中での一つとして補助金交付とさせていただいております。この補助金の実績という形でのご回答でもよろしいでしょうか。補助金の内訳といたしましては、15万円交付しております市外からの転入世帯については42件で630万円、補助額10万円の市内転居による住宅取得については36件で360万円、3世代そろって市外から転入された方には30万円になります。6件で180万円。また、同じく30万円ということで、区画整理地内に建てた方につきましては、全て市内の転居という形になりますけれども、7件ございまして、390万円交付しています。合計で91件で、1,380万円となっております。

以上です。

（田中） 次に、やさしさ支援課の質問なのですけれども、110ページ、相談事業の経費と相談内容はということなのですけれども、相談事業の経費というの、弁護士の経費とか人件費等を含めてどのような経費がかかったのかということと、内容的にどんな内容があったのかということをお聞きします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長） 相談事業で実施している相談が7種類ございまして、市民相談、法律相談、女性相談、性的マイノリティーに関する悩み事相談、人権相談、行政相談、DV相談となります。経費

と相談内容につきまして、それぞれの相談事に申し上げますと、市民相談の経費といたしましては、会計年度任用職員の報酬と費用弁償で約121万9,000円です。相談内容は、健康上の不安や家庭内での人間関係の悪化、近隣トラブルなどが主な相談内容でした。次に、法律相談の経費は、弁護士及び司法書士への謝礼182万1,000円です。弁護士による法律相談の主な内容は、相続、遺言に関する事、離婚に関する事などが多い傾向でした。司法書士による法律相談につきましては、不動産の相続に関する事、遺言に関する事、成年後見に関する事が主な相談内容でした。次に、女性相談と性的マイノリティーに関する悩み事相談の相談員は同じ方で、経費として謝礼と交通費で約57万8,000円を支出しております。女性相談は、DVや離婚、自身の生き方に関する相談が多く、性的マイノリティーに関する悩み事相談は、自身の性自認に関する悩みや子どもからLGBTであることを打ち明けられたなどの相談がありました。次に、人権相談の経費としましては、人権擁護委員はボランティアですので無報酬で、クレアこうのすの会場使用料のみ約6万円支出しています。相談内容は、金銭トラブル、家族間の問題などが多い傾向でした。次に、行政相談ですが、行政相談委員もボランティアですので無報酬で、市の支出はありません。相談内容は、市の施設に関する事、道路標示などについての相談がありました。最後にDV相談ですが、これは職員が対応しておりますので、経費はかかっておりません。相談内容は、配偶者からの身体的暴力、経済的暴力、言葉の暴力などの相談がありました。

以上です。

(田中) ありがとうございます。

それでは、同じくやさしさ支援課の114ページの結婚支援事業の事業内容と成果についてお聞きします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 事業内容と成果につきましてですが、事業内容につきましては、先ほども少し触れさせていただきましたが、婚活支援と結婚新生活支援の2つの事業がございまして、県の公的な結婚支援センターであるSAITAMA出会いサポートセンターの運営協

議会に市として加入しまして、市民が登録する場合に年間1万6,000円の登録料が1万1,000円になるという部分ですとか、あとは市で出張登録会を実施したりしております。成果としましては、毎年4,000人ほど登録者が増えておりまして、成婚退会される方も令和4年度は134組で、2年連続で100組以上の方が成婚されています。鴻巣市の方の成婚退会組数は15人となっております。こちらが成果となるかと思えます。もう一つの結婚新生活支援につきましては、結婚に伴い新生活を始める夫婦への経済的支援として住居費用等を補助するものですが、こちらの成果としましては、令和4年度は43世帯に1,200万円の補助金を交付しまして、申請件数が前年度と比較して19件増加していること、それから県内で実施している14市町の中で一番の交付実績があるということ、また43世帯の方のうち20世帯が夫婦共に他市から転入している、また14世帯が夫婦のどちらかが他市からの転入ということで、鴻巣市への移住と若い世代の転入促進につながっていると捉えています。

以上です。

(田中) 次なのですけれども、122ページ、先ほど説明の中でちょっと、標準地鑑定評価事業なのですが、一応これ質問は何年ごとに行われるかという質問だったのですけれども、3年ごとって何か答弁があったような気がするのですが、これって4年に1回か何かの調査があるではないですか。だから、答弁のとおりなのですけれども、この基準というのは何で3年に1回なのかという質問をさせてください。

(税務課長) 固定資産の評価替えというのが3年に1回ずつあるということになっておりますので、3年ごとに行っております。

以上です。

(田中) あと2問なのですが、申し訳ないです。またやさしさ支援課なのですけれども、消費者相談事業なのですけれども、これのどのくらいの件数か。

申し訳ないのですけれども、まとめて聞いてしまっていいですか。次の消費者啓発事業なのですけれども、内容について、この2点についてお聞きします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 令和4年度の消費生活相談の件数は498件です。消費者啓発事業のほうの内容についてというご質問になりますと、啓発の内容になりますが、よろしいですか。消費者啓発事業の内容につきましては、消費者トラブルの事例と対策を周知啓発し、消費者被害の防止を図ることを目的とした事業で、消費生活セミナーや消費者啓発パネル展、出前講座等を実施しています。また、消費者教育の一環として、中学1年生に対し消費生活に関する啓発冊子の配布や、令和4年4月1日から成年年齢が二十歳から18歳に引き下げられたことによりまして、若年者に多い消費者トラブルの注意喚起チラシの入ったマスクを市内の高校2年生、3年生に配布し、消費者啓発を行いました。以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時31分)

◇  
(開議 午後 零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
資産管理課長より発言を求められております。

(資産管理課長) 発言の訂正を1点お願いします。  
先ほど金澤委員からの質問で、本庁舎維持管理事業の本庁舎と新館の維持管理費は年間どのくらいかかるのかとの質疑がありました。この中で、光熱費、役務費、委託料、そのほか包括の修繕料まで含めた本庁舎、新館の合計額、合計約1億2,340万円と述べましたが、正式には約1億2,304万円の間違いでした。訂正をお願いします。すみませんでした。

(委員長) 次に、質疑をお願いいたします。

(竹田) 質問してまいります。  
資料をいろいろそろえていただきまして、ありがとうございました。74ページの職員の皆さんの全体からお聞きをしていきたいと思っております。時間外勤務についても、各事業課ごとに本当に遅くまで頑張っていたいただいて、ありがとうございました。この時間外勤務の残業時間が増えているのです。令和3年度は9.8時間だったのが10.9時間になっているその要因は何

なのかというところと、あと出していただいた資料では、いわゆる80時間以上を超えているところ、一番最長の時間のところでは、例えば総務課とか収税対策課、それから会計管理者、商工観光課とか、あと学務課、スポーツ課などは100時間を超えている。本当に過労死と言われるような環境があるなと思います。これらについてはどのようなことが行われているのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) 令和4年度に時間外が増えている要因としては、コロナ禍の中で今まで自粛していた事業が再開しているというのが大きく1点。それから、総務課とかでは個人情報保護制度の改正とか、職員課にも関連してくるのですけれども、定年延長などの大型の議案の審査とか、あとは学務課とかですと就学援助申請等の対応とか、あとは通学区域の見直しとか、ちょっと突発的なものがあったりとか、あとはICTとかですと基幹系のシステムのクラウド化とか、キャッシュレス化とか、そういったものが新たに出てきた部分ということで時間外が多くなってしまっているというような形になっております。

(竹田) そうした場合、突発的なことがあったとしても、平均と比べても最長の人々が100時間を超えているという点では、管理職の皆さんのいわゆる仕事の振り分けというか、采配というのは求められるのかなと私は思うのです。全体でその課の中、その係の中で仕事を割り振って、みんながなるべく早く帰れるようにしようよというところはどのように、ここにおられる皆さんは、皆さん管理職ですから、そういう点からいうと管理職の皆さんの采配というのはどのようになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) 時間外勤務を行う際につきましては、原則、所属長が立会いの下、行っています。所属長がどうしても所用とかで立ち会えない場合につきましては、管理職の別の方が立ち会うようにしております。また毎月行っている庁内調整会議等でも前月分の時間外勤務の時間数が昨年と比べてどうなのかというところを報告させていただきまして、その中で時間外の縮減に向けて取組を再度お願いしたりとか、担当内の割り振りとかも見直しもちょっと検討いただいたりとか、事務

改善についてもちょっとお願いしているような状況です。

（竹田）皆さんそれぞれ努力はしていただいているのですが、年間の平均、1人当たりの時間外勤務の時間を見ると、ほとんどしなくてもいいような環境の職場もあれば、20時間、30時間が平均になっていると。ということは、人の割当てというのですか、職員の配置の問題で本当に今後やっていく必要があるのではないかと。1か月80時間以上超えたら、100時間を超えるような環境だったら効率も上がらないと思うのです。そういう点からいうと、決算書の人事の中で見ると、去年よりも1人増えているけれども、実質715が必要なのに692人しか張りついていないというところがやはり私一番問題だというふうに思うのです。だから、人が足りない、でも皆さん頑張らざるを得ない、長時間労働になれば効率もよくなる、そういうちょっと悪循環というのですか、それを変えていく必要があると思うのですが、これは任命権者ではありませんから、ちょっとどこまで言えるか分かりませんが、思い切った、人員を715に実質なるように増やしていく必要はあると思うのですが、そういう認識はおありでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）長時間の時間外につきましては、職員の健康障がいをおそれがありますので、削減に向けた取組は必要だというふうに考えています。職員の採用については、今現在700人を欠けてしまっているところでもありますし、あとは自己都合とか年度途中での退職者もいらっしゃいますので、そういったところを考慮して協議した中で、令和5年度につきましては7月採用試験を実施して10月1日の採用に向けて取り組んできたところです。実際にもう既に7月試験の合格通知のほうは出させていただいて、今合格者が健康診断を受けているような状況です。その結果を踏まえて最終的に何人の方が10月1日から採用できるかというところがまたはっきりとしてくるかなというふうに考えています。

（竹田）そうした中で、今度会計年度任用職員ですけれども、昨年度が586人で、資料で出していたら603人。いわゆる職員課の出していただいた資料が817人。これ延べですから、ダブっている人もいると思うのです

けれども、人数が増えているのになぜ期末手当は増えないのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）会計年度任用職員の期末手当については、週20時間以上の方に支給しているような状況です。職員課の予算の会計年度任用職員については、あくまでも産休、育休、それから突発的な会計年度任用職員ということで、そういった方の割り振りというか、で減っているのかなというふうに推測します。

（竹田）ということは、でも603人の方の会計年度任用職員がおられて、これもずっと私たち主張しているのですけれども、国の基準は15時間以上勤務をするならばやはり期末手当を出すというにもかかわらず、鴻巣市は20時間で、要するに15時間で払えばいいものをなぜ20時間に行っているのか、雇用保険との関係とかいろいろあると思うのですけれども、圧倒的には会計年度任用職員は女性の皆さんです。今、女性の貧困の問題というのは結構大きな社会問題になっているのです。シングルの、とりわけ女性の問題でいうと。ですから、私は、会計年度任用職員を採用するに当たっては、どのくらいの時間で働けるのかということで、この間は夫の扶養の範囲内というふうなこともあってやったのですけれども、でも女性の社会進出の進出度によって社会の発展の度合いもはかられますし、今ジェンダー平等ですし、女性の働き方を上げることそのものがやはり男性の皆さんの労働条件も上がっていくと。そうした視点でこの期末手当の問題も含めてもっと働く人の意向を含んだ労働環境にしていけるのかどうか、このところをお尋ねしておきます。

（総務部参事兼職員課長）期末手当の支給の対象となる時間数につきましては、当時近隣の市町村等も聞き取りとか調査した中で、一番対象の、時間数でいうと市町村によっては29時間以上とか31時間以上とかというような市町村もございまして、そういった中で鴻巣市においては20時間以上ということで当時期末手当の支給対象者のほうの週の時間数というのは決めさせていただいたところです。今後につきましては、また引き続き近隣市町村の状況とか周りの状況も踏まえて検討していく必要はあるかというふうには考えています。

（竹田）分かりました。

あと、会計年度任用職員の方のいわゆる生理休暇というのは保障されているのでしょうか。そのこともちょっと確認をしたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) 会計年度任用職員の皆さんの有給休暇の部分と、それから無給の部分と休暇制度はありまして、その中で実際に生理休暇はあるのですけれども、取得している方というのがいらっしゃるというような状況です。

(竹田) 分かりました。労働条件との関係でいえば、頑張って働かざるを得ないというか、働くほうが給料もいただけますから。

では、女性職員の皆さんの生理休暇というのはどのくらい取っているのかということと、男性の皆さんの育児休暇、今回24人が育休だというふうな報告ありましたけれども、男性の皆さんはどのくらい取っておられるのか。

(総務部参事兼職員課長) 先に産前産後休暇、育児休業についてお答えさせていただきます。

令和4年度の産前産後休暇については1人、育児休業については3人いらっしゃいます。すみません。これ、申し訳ないです。間違えました。失礼しました。すみません、ちょっとお時間下さい。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時13分)

---

(開議 午後1時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務部参事兼職員課長) すみません。大変失礼しました。

正規職員の令和4年度の育児休業につきましては46人、生理休暇については3人となっております。

(竹田) ちょっと違いますよ。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時14分)

---

(開議 午後1時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務部参事兼職員課長) すみません。

男性職員の育児休暇の取得状況としては6名となっております。

(竹田) 前回よりは、前年度よりは増えているかなというふうに思いますが、男性の育児休暇が取れるような職場環境が大事かなと思うのと、生理休暇が3人しかいないということは、その職場の中で、その人の体の状況ですから、大変だったりすると生理休暇は必要になってくると思うのですけれども、そういう点から考えて、例えば新館の1階というのは圧倒的多数は女性の皆さんが多くいらっしゃいますよね。そういう中で、女性だけの職場だとなかなか取りにくいとか、全体の環境との関係ではどうなのでしょう。生理休暇が3人しかいないというのはどうなのかなというふうにちょっと思うのですけれども。本来、母性保護との関係でいえば、私は取ってしかるべき。将来の母性保護との関係でも。そういう雰囲気づくりというのはあるのでしょうか。男性の方に聞いて申し訳ないのですけれども。

(総務部参事兼職員課長) 職員課に女性の職員もいまして、ちょっと聞いたところ、なかなか女性の特別なものなので言いづらい、逆に年次有給休暇があるので、普通に年休でお休みするような、なかなか切り出しにくいというのは正直なところあるのかなとは思いますが。

(竹田) 分かりました。そういう雰囲気があるということは、やっぱり女性の一つの大事な母性保護という視点を考えたときに、女性も男性も働きやすい職場環境をどうつくっていくか。だから、男性の上司だろうと私は今日は生理休暇取りたいですって言える雰囲気をどう職場の中でつくっていくかというのは、私は今の時代に求められていると思うのです。ですから、ジェンダーフリーの問題やLGBTQの問題も含めれば、やはりそういうお互いにいたわり合いながらどういう職場をつくっていくかという点では、私は大いに今後の鴻巣の市役所の働く皆さんの環境をよくしていく、それが強いて言えば市民にもしっかりと跳ね返っていく環境になっていくと思うので、それは今後私は期待したいと思っています。男性だろうと。ここの中にも女性がまだまだ少ないですし、本当

に女性の幹部職員が育っていくという環境も含めれば、言いにくいという環境はぜひなくしていただきたいというふうに思います。ですので、会計年度任用職員に対してもちゃんと期末手当の支給の時間を改善していけるかどうかというのは、私は一つの試金石になっていくということを申し上げて次の質問に移ります。

74ページに市長への手紙への対応についてというので、市長から、市長への手紙が来ると、担当課の職員のところに戻して、返事やるよとかというふうになっているのですけれども、そのやり取り、お返事は出すけれども、その後のやり取りというのはどんなふうになるのでしょうか。

（秘書課長）お答えいたします。

今竹田委員のほうからありました市長への手紙・メール事業につきましては、基本的にはメール、手紙が届きましたらば市長まで供覧すると同時に、いち早く対応するために担当課に内容をお伝えしまして、回答や対応を検討します、まずは。その中で、担当課は検討内容を担当部長まで決裁の上、秘書課へ提出をします。その中で、秘書課において今度は市長まで決裁をして差出人のほうにご回答を返すという流れにはなっているのですが、その流れの中で回答を介しまして様々なご意見、ご要望がございます。その1回のやり取りで解決する場合がありますし、なかなかそうではないパターンもございますし、市長への手紙、メールの中では、1度の市長からの回答ということで一応の完結を見たとしても、その内容につきましては担当部のほうで決裁を取っておりますので、その所管部のほうで引き続き問合せがあれば対応すると、そういった形では切れ目のないようになっている、そういう状況でございます。

（竹田）そうした場合に、いわゆる報連相って大事ですよ。報告、連絡、相談。そうした中で、私、職員の皆さんにもいろいろお願いするのですけれども、やっぱり市長は市長の権限でいろいろ職員の皆さんに仕事を回したりしますけれども、やはり相談者に対して最終的にどうなったかという問題を解決してほしいからこそ直接市長にも手紙を、あるわけですから、そういう点からいうと、ちゃんと物事が完結するまで私はぜひ見守っていただきたい。それは、職員の皆さん全員に相談したとき

に、今日はこのことをやりますって、たくさんの業務を請け負っていて大変でしょうけれども、やっぱり一番は市民との信頼関係をどうつくっていくかというのは、いざというときに市民の皆さんが協力してくださるし、職員の皆さんと一緒に行政つくろうという、そういう雰囲気づくりが私は鴻巣に必要だというふうに思いますので、ぜひ後追いもお願いしたいというふうに思います。

続いて、ホームページのシステム改修で、今年の2月からホームページがリニューアルしました。反応はどうでしょうか。

（秘書課長）お答えいたします。

本年3月に更新をいたしました新たなホームページシステム、こちらにつきましては、デザインを一新しまして、市民の皆様をはじめとする閲覧者にとって見えやすい、知りたい情報にたどり着きやすい、そういったコンセプトで更新をしております。具体的には、お褒めの言葉といただきますか、プラスの意見というのはなかなかもらいづらい状況ではあるのですが、秘書課のほうの電話でのお問合せの中では、見やすくなった、明るくなったですとか、そういったご意見をいただいております。ですが、切替えの当初というのは、やはりなれ親しんだシステムから新しいシステムに変わるわけですから、少し扱いが分からないですとか、そういったお問合せもいただいております、丁寧に説明をした中で、現在はそういった問合せはほぼないような状況になっております。

以上です。

（竹田）リニューアルするに当たって委託した業者というのは同じなのですか。

（秘書課長）4年度にプロポーザルを実施しまして業者を替えまして、また新しい業者になっております。福泉株式会社という業者になっております。

（竹田）市民にとれば、見慣れた画面で検索すると、画面全体が明るくなるのはもちろんいいと思うのですが、同じ検索するにしても、今までやっていた画面がいつの間にか消えてしまって、次のどうやったらこの画面に検索できるのだろうというので多分、私も実は申し上げて

非常に苦勞しているのです。ですから、そういう点からいうと、やはり市民の目線に立って、今までなれ親しんでいたものからさらにバージョンアップできるようなホームページにしたほうが良いと私は思っているのです。ですから、先ほどの業者にしたのですかって言うと、業者は全く全然別だから、当然組み立て方も違いますよね。そういう点からいうと、やっぱり組み立て方は同じで、さらにバージョンアップできるようなものにしていく、かつ速く検索できるというほうが今後リニューアルするにはいいのかなというふうにちょっと思ったのですけれども、どうでしょうか。今後の参考までに。

（秘書課長）貴重なご意見ありがとうございます。確かになれ親しんだシステムから変わるときには、扱い方等、戸惑いがあるかと思えます。そうした中で、今お話のございました検索の画面でございますが、旧システムですと、いわゆるトップページの一番上部に検索のバーと申しますか、そういったものがある状況がどこの市町村も多かったかと思えます。ただ、検索機能の逆に見直しと申しますか、充実を図った中で、ホームページのトップページに限らず、全てのページは縦スクロールで動くような形になっております。そのスクロールをした、移動しているそのさなかでも必ずどのページの、一番下の欄なのですが、ところに検索のボタンが必ず見えるような状況をつくっております、そこが検索ボタンだというのが多分委員さんのほうでなかなか最初に気づきづらかったので戸惑いがあったかとは思いますが、逐一検索バーを探さなくても、ご自身の今見ている画面、その場で検索ボタンができるというところが分かりやすい、その場で検索ができると、そういったところを今回ちょっと見直したつもりでございました。ただ、システムが変わったということで、ちょっと丁寧な説明、そちらを引き続いて続けていきたいなというふうには考えております。

以上です。

（竹田）はい、わかりました。期待して。

続いて、笠原小学校の跡地利活用について、このときは総合政策課でやっているのですけれども、業者委託をしてアンケートを取りましたよね。

なぜ委託業者が作成したアンケートにしたのか。私は、一番は市役所の職員がいろいろ考えてこういうふうなものにしようとかという、一番住民に寄り添うべく人たちではないかというふうに思うのです。プロポーザルだからとかって言いますけれども、やはりその地域、地域の人間性や人のつながりがある中で業者委託をしたというところはなぜなのか。アンケートの中身はもう報告されていますから結構ですけれども、委託した業者名と、そのアンケートをなぜ業者に委託したのか、職員の皆さんはどこまで関わったのか伺います。

（総合政策課長）昨年度業務委託した業者名でございますが、株式会社URリンクージという会社になります。今委員ご質問にありましたアンケートにつきましては、令和3年度に笠原小学校跡地活用の計画を策定した中で、業者委託ではございましたけれども、市民の皆さんにアンケートを、あと事業者の皆さん含めたアンケートを行ったほか、意見交換などを行ってきたところではあります。その中で出てきた意見を基に、昨年度から今年度に引き続き事業者の公募に向けた要項などの今作成、準備しているところがございますので、当然のことながら、いただいたご意見を反映できているような業者を募ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（竹田）続いて、ICT推進課、92ページから94ページにかけてです。基幹系システム、情報系システム、ネットワークシステム、セキュリティー対策事業など、全て基本的には委託していますが、委託先は同じなのではないでしょうか。委託先についてお答えください。

（ICT推進課長）各事業の委託先というところでありましてけれども、それぞれ契約している内容の多くが、いわゆるシステムやハード、サーバーですとか、そういったものの保守委託契約が多くを占めているものですので、導入しているシステムですとか、そういったものによって委託業者自体はまちまちという状況であります。

以上です。

（竹田）お答えください。あっ、そうか。いろいろな委託先で、それぞ

れまちまちということは、逆に言えば、委託していろいろ管理していただいて、あそこは I C カードというのですか、やらないと入っていけないと。だから、委託先の職員の皆さんが 4 階に入っていくと思うのですけれども、それに関わって、職員の皆さんもいろいろご相談もしながらやっていると思うのですけれども、こうしたメカニズムに強い職員というのは何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

( I C T 推進課長 ) メカニズムというところがどの部分かというところではありますけれども、基本的に各事業課でシステムを調達する社員には必ず I C T 推進課の職員が調達のフォローを、支援をしているというのが実態ですので、やはり各課の職員、こういった分野にあまり得意ではないという職員もおりますので、そこは調達の前段階から稼働までの打合せも含めてなるべく支援をするような体制を取っております。

( 竹田 ) ごめんなさい。ちょっと分からなくてお聞きするのですけれども、 I C T 推進課なので、その I C T の部分では、いわゆる全体の皆さんの専門性というのは持っていらっしゃるという理解でいいのかどうかだけ最後確認します。

( I C T 推進課長 ) 必ずしも、例えば大学や専門学校でそういった I T 分野の勉強をしてきた、そういった専門のところをやってきたという職員ばかりではありません。やはり配属をされて、そこからそれぞれが勉強して今の知識を蓄えているというような状況です。

( 竹田 ) 分かりました。皆さん頑張っていたという事で、拝命されたら頑張っていたということが分かりました。しかし、今後のことを考えたときに、 D X 推進とかいろいろ言われる中では、専門性を持った人たちも必要ではないかというふうに思いますが、今後の採用計画の中では、そうしたプロパー的な役割を担った人を鴻巣では雇うとか雇用する計画というのはおありなののでしょうか。

( 総務部長 ) それでは、専門的な I T 関連の専門性を持った職員の採用はというところだと思えるのですけれども、確かに将来的には必要になっていくのかなというふうには考えますけれども、現時点で例えば、先ほど I C T 推進課長のほうから答弁させていただいたとおり、それぞれ職

員も努力をして、ICT、DX絡みで勉強をそれぞれしております。また、それぞれの担当課のところで一緒になって支援を行っていくというところで、それぞれの課の業務の内容とかそういったものもだんだん、だんだん熟知していくわけなので、そういった面では現体制でも支援のほうはできるのかなというところではございます。ただ、将来的には必要なのかなというふうには考えております。

以上です。

（委員長）竹田委員、また後ほどお願いいたします。

（竹田）はい、分かりました。

（中西）そしたら、令和4年度鴻巣市一般会計決算認定について質問をさせていただきます。

まず、職員人件費のところなのですけれども、職員課に出していただいた人件費資料を見ますと、64億9,646万1,233円ということを出していただいているのですけれども、正職員の人事配置において前年度の時間外勤務時間数や有給休暇平均取得日数は考慮されているのかどうかというところをお聞きしたいのですけれども、というのは労働時間と労働生産性というのはやっぱり相関関係がありまして、労働時間が長ければ長くなるほどやっぱり生産性は落ちてしまうというところで、今人件費が64億9,646万あるのですけれども、では1%生産性が上がりましたとなればこれは6,400万の効果があるというところで、人事担当が工夫をすることで、ちょっとでも工夫すれば大分金額的な効果はでかいのかなと思っています。ところがありますので、お答えいただきたいと思います。

（総務部参事兼職員課長）人事配置につきましては、時間外勤務の状況や年次有給休暇の取得状況、それから職員相談を定期的にやっていますので、職員相談の状況とか、あとは課長ヒアリングや部長ヒアリングを実施しまして、業務の内容とか課題に向けてどういう人員配置がいいかということをやっております。具体的には、時間外勤務の状況や年次有給休暇の取得状況につきましては、毎年5月と11月に実施している課長ヒアリング調書に取得状況、それから時間外の状況を記入していただきまして、実際にヒアリングを行って人員配置の際に考慮している状況で

す。

以上です。

（中西）今、課長ヒアリング等で見ているのですよということでお伺いしたのですけれども、なかなかちょっと俯瞰的には見れていないのかなという気がして、というのも議会運営委員会の資料請求で出てきたものもやっぱり全体の超過勤務時間数だけが出ているのではなくて、人事給与システム、職員総合事務システムにより管理しているものだけが出ているというところで、ちゃんと把握しているのであればその全体のもの、資料が出てくるはずだと思うのですけれども、あとその出てきた資料の中でもやっぱり大分差があったりするので、その辺2点、何で考慮しているのに差が出てくるのかというところと、資料として全体の資料が出てこないのかというところをちょっとお聞きしたいのですけれども。

（総務部参事兼職員課長）先ほど申しました課長ヒアリングの調書については、時間外勤務の状況について、昨年と比べてどのぐらい増えているとか、あとは増えた要因とか、具体的な時間数ではなくて、その原因とか要因とかを出していただいているものです。その中で、来年度事業に取り組むに当たって増員が必要なのかとか、そういったところをヒアリングしているところです。先日、議会運営委員会の中でお配りしました超過時間外勤務の状況につきましては、人事給与システムからどうしても算出しているものですので、何回もちょっとお話しさせていただいていますけれども、職員課所管以外の人件費の部分についてはまた別に集計しなくてはならない、あとはどうしても集計し切れない部分、要は事業によって振り分けがなかなか難しい部分もあったりしまして、その集計がちょっと今現時点では困難となっています。実際に、ではその部分を積み上げていって集計をとると、日々の積み重ねで集計していかななくてはならないというところです。時間外勤務の例えば月80時間とか、複数月で80時間とか一月100時間以上の職員がいるかどうかについては、別途先ほどの職員課の人事給与システム以外の部分についても集計させていただいた中でやっているものです。なので、ちょっとお出しした資

料にはなかなか入れるのは困難だということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

(中西) 集計が困難というのですけれども、やっぱり人事の大分お金も、64億というところで、重要なことを担っておりますので、市の客観的データを基に人事配置等していただいて、生産性を上げて、支出を抑えていくというか、効率をよくしていくというのはとても大事なことなので、今後ちゃんと集計するなりして、そういったことを検討していただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。76ページの秘書課の広報かはやき発行事業なのですけれども、その中で12番、委託料の広報紙検索システムデータ更新委託料8万1,400円というのがありまして、こちらが何か私もホームページでこういうのがあるのかなと思って見てみたのですけれども、見つけることができなかつたので、ちょっと一体どういうものなのかというのを教えていただきたいと思いますのですけれども。

(秘書課長) お答えいたします。

こちらのシステムにつきましては、これまで発行されてきました広報紙、こちらをスキャニングしまして電子化、PDF化することで広報紙の長期保存を図るとともに、市民への情報提供など、利便性を向上させるために平成23年度から実施している事業でございます。実際に創刊号と申しますか、第1号から、本市は平成17年に合併しておりますので、旧吹上町、旧川里町、3地域の広報紙、発刊号から全てデータ化をして見れる状況になってございます。実際は、秘書課でももちろん見れるようになっているのですが、3つの図書館のほうに、そちら見れるシステムと申しますか、PCを用意してございまして、そちらで閲覧が可能となっているものでございます。ですので、ホームページ上で自由に見れるクラウド型という、そういったサービスではございません。

以上でございます。

(中西) そうしますと、図書館にふらふらっと行って、何か端末みたいなのがあって、そこで見れるというイメージでよろしいですか。

(秘書課長) お見込みのとおりでございます。

(中西) 分かりました。

では、その次の質問に移らせていただきます。次は、85ページの本庁舎維持管理事業の中の16番の公有財産購入費、用地購入費で1,106万4,000円になっているのですけれども、こちら本庁舎維持となると別に、土地って市が持っているのではないのって私思っていたのですけれども、こういった内容の購入費なのか教えていただければと思うのですけれども。

(資産管理課長) 公用車専用の駐車場として利用するために購入したものです。対象となっている土地は、鴻巣市鴻巣字常久855番地で、1,014平米あるのですけれども、場所としましては総合体育館の東側の道路を挟んだ向かい側で、県の水道整備事務所の北側の隣、隣接地となっています。

以上です。

(中西) そうしますと、公用車を本庁舎に置いてあるものを何か移動させたということなのですか。そうすると、何台ぐらいが移動されているということになるのですか。

(資産管理課長) 共有で持っている34台のうち、すみません、正確な数字はちょっと持っていないのですけれども、たしか30台弱の車が今それらの共用の駐車場のほうに止めるようにしています。それ以外の車は置いてはいません。

以上です。

(中西) そうしますと、30台弱動かしたのですけれども、今までも別にそのまま本庁舎に置いておいても大丈夫だったというか、特にそんな、混んでいる部分というのはあったのですけれども、どういう経緯で購入して移動させたのかというのを教えていただけますか。

(資産管理課長) 購入した経緯なののですけれども、防災備蓄センター、こちらを建設したことによって駐車台数が23台減ってしまったという経緯もありました。そのほか、駐車場の利用状況を昨年度調査をしたところ、4年の4月、5月に調査を行ったということなののですけれども、そ

のときの台数を数えると7割程度の利用がされている状況が、平均で7割程度の利用があったということです。ただ、1か月に何度か利用率が8割、9割という混雑をするような状態が多々あったというふうに聞いております。また、クレアで大きなイベント等があると、そういった方々の駐車もされていますので、そういったときには満車となってしまうと、本来の停車位置でないところにまで並ぶようなこともあった。こういった経緯から公用車専用の駐車場として使える土地を買うということになったということです。

(中西) 分かりました。では、市民の皆さんがちょっと混雑しているから止めやすいようにということでそうされたというところで、そのこと自体はなかなか、市民目線というか、いい考えだと思うのですがけれども、例えば30台をちょっと離れたところに置いてしまうと結局職員が移動してしまわなくてはいけないので、そのことがコストになってしまうと思うのです。だから、ふだん7割とか8割なのであれば、全部を動かしてしまうのではなくて、例えば日常的に使うものについては本庁舎の隣に置いておけば、要はその30台を遠くにして、近いのでしょうけれども、それを毎日往復して、ではこれが30台ありますという結構コスト的には意外と年間で見ると、積み重なると何か結構かかってしまうのかなと思うので、日常的に使う車だとか、その半分とか、3分の1とか何か、何台かはやっぱりちょっと本庁舎のほうに置いておくとか、そういう検討とかはできないですか。

(資産管理課長) 今の現時点でこの車をこっちに、向こうに置いてある車を市役所の駐車場のほうに持ってくるという考えもなくはないとは思いますが、今の公用車の共有で使っている34台あるのですけれども、このうちのシステムを使って予約をしているところなのですけれども、ほぼ一日全ての車が予約で埋まってしまっていると。そういった点からもこの車だけを置くというのもちょっとどうなのかなというところもありますので、なおかつそういった市民の方にできるだけ駐車場を使ってもらいたいという目的で買った土地ですから、ここについては職員の方、時間等もかかって、歩く手間は増えてしまうかもしれないです

けれども、今の時点ではちょっと職員には協力していただきたいというふうに考えています。

以上です。

(中西)職員に協力するというより、要は移動するのがコストになって、その分税金がかかってしまうという話なのですけれども、なのでちょっとそういったところも含めて今後何か私の希望としては検討していただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。88ページ、笠原小学校跡地利活用事業の中の12番、委託料、笠原小学校跡地利活用募集要項等作成支援業務委託料、これが545万6,000円なのですけれども、ちょっと文字面だけ見ますと募集要項等を作成支援するのに540万というのは何か高いのではないかという気もするのですけれども、これどういった内容のもので、どういった契約されているのかというのを教えていただけますか。

(総合政策課長)こちらの業務委託でございますが、まず最初に内容についてでございますけれども、事業手法の検討としまして、施設の利活用の方向性や土地、建物の利活用範囲、賃貸借期間、施設の改修や維持などの行政負担の考え方、また市や地域への貢献、行政と民間の役割分担など、そういった検討などもまず行っております。そしてまた、令和3年度に策定いたしました笠原小学校跡地利活用基本計画の中で事業者の皆さんからちょっとアンケートを徴取しているのですけれども、その中で特に興味を示しておりました事業者7社と貸付条件や事業概要、地域との連携についての意見交換なども行っておりまして、それを踏まえまして募集要項、実施要領、審査基準、基本協定書、賃貸借契約書の案という形で、それらの事前の検討ですとか業者のヒアリングを含めた形での業務委託となっております。

また、契約方法についてですが、令和3年度に基本計画策定をお願いしておりました株式会社URリンクージュに引き続きお願いした形になっておるのですが、契約につきましては、もう令和3年度から民間事業者へのヒアリング等を通じまして笠原小学校の跡地に興味を示している、利

活用の可能性がある複数の事業者と既にヒアリング等を通じて信頼関係が生まれて構築できているということで、本事業を円滑に遂行できるのではないかという部分と、また参考にほかの2社からも同様の条件で見積りを徴収したところ、そのURリンクージが一番安価であったということで、地方自治法第234条第2項、同法施行令第167条の2の第1項6号による随意契約、競争入札に付することが不利ということで随意契約とさせていただきます。

以上です。

(中西) 分かりました。検討案とかアンケートとかやられているとか、その中で結構この費用に見合うというか、何か難しい部分とかあってやっぱりあるのですか。

(総合政策課長) 先ほど申し上げた業務の内容以外にも、URリンクージが請け負っている他市の情報など、そういった情報提供などもいただいておりますが、この金額が高いか安いという部分が、一応他社等見積りを取った中では一番安いという部分もございまして、はっきりこういう委託だと幾らって明確なものでもないという部分もございまして、ちょっと人それぞれの解釈になろうかと思いますが、市といたしましては妥当なものであったものと考えております。

以上です。

(中西) 分かりました。

では、最後の質問に移らせていただきまして、次、96ページのDX推進事業の中で、12番、委託料でRPAシステム保守委託料、これが97万9,000円と、13番、使用料及び賃借料でRPAシステム使用料501万1,800円というところで、RPAシステムについてはどういった内容の業務をやられているのかということと、どれぐらいその効果といいますか、業務時間がどれだけ短縮できたかということをお教えいただければと思うのですけれども。

(ICT推進課長) まず、RPAシステムとはということですが、まず職員がパソコン上で行っている定型的な業務をこのRPAシステムを使って自動化するというようなツールとなっております。これを活用し

た4年度の活用例としましては3業務、またRPAと同様にAIOCRという、これは紙面の特定した領域をデータ化するようなツールでありますけれども、その適用を1業務、合わせて4業務で実施をしたところでございます。まず、RPAに関しましては、環境課の愛犬管理システムへの狂犬病予防接種記録をシステムへ登録するというような業務で適用をしてございます。従来、年間約4,500頭分の登録をしているという業務ですが、RPA適用前は年間約4,500分、RPA適用後は、これ単純にRPAだけの効果ではなくて、環境課職員の創意工夫、業務の見直しも併せて行った結果になります、4分の1になります年間約1,080分に短縮、おおむね75%の短縮が得られたというところでございます。それと、介護保険課の死亡や転出者等に関する通知、こちらの送付先や還付金の口座をシステムへ登録をするという業務でございますけれども、こちらの業務、以前は毎日2名の職員が1時間程度の作業をしていたというところでございますが、RPA適用後は2名で30分程度ということで、50%程度の削減効果があったというものとなります。もう1件、RPAの適用としましては、同じく介護保険課の業務でございますが、相続人が分からない方への通知書の作成というところで、システムに登録されている宛名の編集作業というものが毎月2名の職員でおおむね3時間程度かかっていたというものが、RPAを適用したことにより、毎月1名の職員で15分、おおむね95%の削減ができたというような結果でございます。もう1件、OCRのほうの適用した業務でございますが、こちらと同様に介護保険課の業務でございますが、在宅介護実態調査のアンケートの集計業務というものにOCRの適用を実施いたしました。こちらは、在宅の要支援、要介護認定の方に行っているアンケート、こちらをOCRでデータ化をして国の報告様式にまとめるというような業務でございますが、こちら介護保険課の職員がOCRに適用するようにアンケートの項目の記載の見直しですとか記入方法の見直しと、そういったことを併せて行ったものではあるのですが、ちょっとこちらに関しては、アンケート用紙を庁内の印刷機で印刷したところ、少し用紙ごとに印字位置がずれるというようなことがありまして、うまくデータ化

できなかつたというようなこともありますので、こちらに関しましては、業務自体が3年に1度というものですので、引き続きOCRの適用というところは検討が必要かなというような状況でございます。

以上です。

(中西) 分かりました。

では、以上で終わります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時57分)



(開議 午後2時13分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(金澤) 今回の委員会では、時間があれば委員長判断で5分ほど質疑ができるということでもありますので、2点ほど質問をさせていただきます。まず初めに、77ページ、広報かがやき発行事業ということで、中西副委員長が説明しましたが、それに付随した関係なのですが、鴻巣市の「広報かがやき」、ここにも書いてありますが、日本広報協会に入っているということで、恐らく自治体間でこの広報協会のほうで評価というか、広報の評価をしているのかなど。具体的にいい例が、お隣の北本さんは2年連続で受賞しているという状況になっているわけだけども、本市の「広報かがやき」についてもやはり市民の皆さんに分かりやすく伝えられるような工夫はしているというふうに思うのですが、たまたま隣にいい事例があるので、その辺も踏まえながら改善に役立っているというふうにしているのかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

(秘書課長) お答えいたします。

金澤委員ご指摘のとおり、お隣の北本市では広報のほうが全国的な表彰を受けるですとか、そういった状況がございます。本市としましても、近隣市の広報紙というのは極力目を通しまして、傾向、また見やすい、分かりやすい広報というのはどういったものが市民に求められているのだろうと、そういった視点では、毎月毎月発行するものですから、考えて作成はしております。ただ、傾向を見ますと、やはりカラー化をして

いるところもございました、写真ですとか画像で目の視認で、視認してイメージが湧くと、そういったページをほかの市町村さんも多く取り入れている部分もございます。そうした中で、うちのほうも構成等を工夫した中で紙面づくり進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

（金澤）分かりました。よろしく申し上げます。

時間がないので、もう一点だけ、すみません。123ページなのです。これ語句のちょっと内容を確認させてもらいたいののですが、固定資産税と都市計画税還付事業の中に委託料がございます。委託料の中に固定資産税標準宅地時点修正委託料というのがあるわけです。その下段のほうに行くと、標準地鑑定評価事業の中にまた委託料で固定資産税標準宅地鑑定評価委託料ってあるわけです。この違いというのはどういうふうにあるのか、それを教えてもらいたいのだよ。同じような語句が並んでしまっているのだけれども。

（税務課長）それでは、お答えします。

まず、下のほうにある固定資産税標準宅地鑑定評価委託料ですが、こちら3年に1回、評価替えに伴って行っているものでございます。評価替えの基準日というのが令和5年1月1日ということになっております。ですので、その時点で不動産鑑定士の方をお願いをして、宅地の評価をお願いしているというところもありますので、令和4年度の決算のほうに出ているといったことになっております。

これに対しまして、その上のほうにある時点修正の委託料というものののですが、現在地価というのがかなり、それほど下落しているような状況ではないのですけれども、ここ10年、20年の間、バブルの後ずっと地価が下落しているということもありましたので、本来は評価替えのとき、3年に1回だけ先ほど言ったように標準宅地の鑑定だけ取ってればよかったです。地価が下落しているということがあるので、毎年毎年その下落率をはかるために時点修正ということで簡易的に不動産鑑定士の方をお願いをして宅地の評価額というのを算定しているというものになります。それが上のほうの時点修正の委託料といったものになってお

ります。

以上です。

（金澤） 文言的な内容についてはよく分かりましたが、これ結構費用がかかっていますよね。両方で約3,000万以上かかってしまうのだけれども、これ一緒にするということとはできないのですか。だって、標準宅地で大体評価するところも同じなのだろうし、何も分けてやる必要もないのかなと、リンク性があるのではないかなと思うのですが、その辺のお考えどうなのですか。

（税務課長） 確かに鑑定するポイント自体は全く同じものとなっております。ただ、その評価をする、下落をするその時点が違うということになっております。下の標準宅地の鑑定評価というのは、先ほど言ったように令和5年1月1日なのですけれども、これに対して時点修正の時点がその年の7月1日といったことになっております。ちょっと半年ほどずれているということになるのです。例えば今年度も、令和5年度も行うのですけれども、令和5年度につきましては令和5年7月1日時点でこういった時点修正というのを行ってございまして、最終的にそこで下落をさせて、令和6年度、来年度の納税通知書、それを発送するという形になっております。毎年毎年、評価替えというのは3年に1度、1月1日という時点にはなっているのですけれども、どうしても時点修正というのは7月1日にやるということになっておりますので、それはちょっとまた鑑定士にお願いするということもありますので、また委託料がかかってしまうといった状況になっております。

以上です。

（金澤） 最後に、委託の先、これ業者さん別々ですか。

（税務課長） 基本的には一緒ということになっております。1月1日に委託した業者さんから結局7月1日に評価を取るというときには、ちょっと簡易的な方法で取るということになっているのです。そうすると、やはり同じ業者でないとなかなかできないということになりますので、基本的には1月1日で鑑定をしていただいたところと同じところというところで契約をさせていただいております。

(竹田) 委員会が始まる時に、時間があつたら委員長の采配で10分ほどお願いしていますので、質問してまいります。

84ページの包括施設管理事業なのですけれども、このことによっていわゆる市内業者の方が仕事がなくなったよということもあって、去年もちょっと質問をさせていただいたのですけれども、実際に令和4年度の決算の中では市内と市外業者の割合というののはどのようになったのでしょうか。

(資産管理課長) 修繕の件数で、市内業者が791件、市外業者は71件、JM自らやられたものが163件となっています。割合にすると、市内業者の割合は77.2%ということになります。

以上です。

(竹田) 分かりました。JMそのものも自分たちでできる、いわゆる長谷工なども入っていますから、できるのですけれども、あと業務委託の中で、例えば今まで保育所の窓拭きとか除草とか、草刈りをしていたのが鴻巣市内のシルバーだったのですけれども、実績を見ると、けれどもシルバー人材センターではなくて新しい市外の業者が請けていたというのを私見ているのです。ですから、そういう点からいうとシルバーへの依頼がほとんどなくなったのではないかというふうに受け止めているのですが、この理解でいいのかどうか確認しておきます。

(資産管理課長) シルバーについては多分、ちょっと業者の中には、すみません、記憶になってしまうのですけれども、確かに入っていなかったのかなという記憶はあります。(令和5年9月12日開催令和5年9月定例会政策総務常任委員会会議録P.1「シルバー人材センターの利用はありました」に発言訂正)

以上です。

(竹田) 分かりました。基本的には、公共施設を管理やっていただく中で市内業者の育成にもつながる、仕事も増えていくという点では、JMの関係で自分たちでやってしまうものはどんどんとやっているというのが、この前CD-ROMで出していただいて、ちょっと結果を見たときにそういう方向がありますので、そういう点からいうと、やはり市内業

者の育成、今後の人材を育てていくという点でどうなのかなというふうにちょっと思ったものですから、ぜひ担当課としても注目していただきたいというふうに思います。

続いて、104ページの職員課です。職場安全衛生事業とか職員健康管理事業、職員福利厚生事業というので、職員の皆さんが元気で働いていただくのが一番大事なのですけれども、分限休職している職員は何人いるのかということと、健康診断の結果と対応、それからあと休息室なんかは以前諏訪議員が一般質問で取り上げて、今の守衛さんがいるところの後ろが休息室になると思うのですけれども、その後の職員が何か病気になったときに休む場というのは改善されているのかどうか伺います。

（総務部参事兼職員課長）まず、分限休職についてなのですけれども、令和4年度の分限休職者は13人となっています。健康診断につきましては、定期健診の受診者は、職員全体の中で685人の方が受診しております、受診率は99%となっています。健康診断の結果について、産業医の意見を聞いて再受診を指導しております、再受診となった108人のうち48人が再受診を実行しております、受診率につきましては44.4%となっています。

以上……

（委員長）竹田委員、最後になりますけれども。よろしいですか。

（何事か声あり）

（総務部参事兼職員課長）休憩室については、本庁舎のほうの1階の宿直室のところが一応鍵を開けておる状況で、万が一職員がちょっと気分が悪くなったりというのはそこで休んでいただくと。あと、2階については、休憩スペースの一角に簡易ベッドを置きまして、そちらで休んでいただくと。すみません、新館ですね、先ほどの。新館は、宿直室と2階の休憩室。本庁舎につきましては、地下の休憩室と、それから1階の元宿直室のところが一応休憩室となっています。それから、2階の201会議室の脇に和室がありますので、そちらのほうで万が一気分とか悪くなった方は休んでいただくとというような形にはなっています。

（委員長）終わりです。すみません。終わりです。時間過ぎました。10分

はたっていないのですけれども、もう七、八分たっていますので。

(ちょっといいですか。申し訳ない。休憩  
してくださいの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時 2 8 分)



(開議 午後 2 時 2 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、竹田委員、最後になります。

(竹田) では、最後。

一番最後の償還です。償還金の令和 4 年度に償還した分が 45 億 2, 210 万 2, 150 円で、それから利息分についても返済しているのですけれども、不用額が発生して、これは毎年不用額が発生しているのですが、この不用額発生理由と、この不用額を活用した繰上償還ができないのかどうか。あわせて、常光小学校と川里 3 校、小学校、この中にはいろいろ学校の改修もしていると思いますので、常光小学校、川里の広田、共和、屈巢小学校の未償還額があるのかどうか確認します。

以上です。

(財政課長) まず、そうしましたら不用額についてお答えいたします。まず、元金のほうでの不用額につきましては、令和 4 年度当初予算要求時点で平成 24 年度に借入れを行った臨時財政対策債の利率見直しというところを考慮しておりまして、借入利率が実際まだ未確定な状況でありましたので、最下限である 0.001% の場合を想定して影響額を計算し、予算計上したところであります。実際、予算要求時に想定していた利率とはならなかったため、元金償還額の想定増加額というところが見込みよりも小さくなってしまったというようなどころがありまして、元金のほうは若干多く残ってしまったというようなどころがございました。また、利子のほう、こちら約 1, 121 万 8, 000 円のうち 450 万につきましては一時借入れ分であるということから、基本的には財政課ではここはあまり手をつけるところではございません。残り 670 万につきましては、当初予算編

成時、12月から1月までの間で令和3年度分の借入額というところが、借入利率等が不確定であったところがありましたので、申請ベースの高い利率で借り入れた場合を想定し、予算計上していることとなります。なので、2月、3月に急遽の借入れをすることになったりすることも考えたりしますと、どうしても最終のところでは補正減というところがないということになってしまっているというところがございます。

また、先ほどちょっとお話しいただいた関係で、今回の元金償還金ですとか利子償還のところには、未償還額というところはこれからの話なので、入ってこない部分であるのですけれども、今後閉校になる小学校の関係というところで財政課のほうでも未償還額のほうを調べさせていただいております。常光小につきましては令和5年度末で約7,755万円、こちら合併特例債とかが主ですけれども、令和17年度まで償還が残っている形です。広田小に関しましては約8,580万円で、こちら償還の最終年度は令和10年度まで、内容は学校教育施設等整備事業債ですとか合併特例債というところが主なものになります。屈巢小につきましては、令和9年度まで償還がありまして、残っている金額としますと約5,234万円。主なものとしますと合併特例債というところでは、共和小もやはりありまして、こちら約4,350万円残っております。こちらは令和9年度まで償還の予定でして、主なものとしますと合併特例債というところが残っております。さらに、先ほど繰上償還どうですかというようなお話あったのですけれども、さすがにこの金額ですと繰上償還というのは、額がでかいので、実際今後繰上償還を考えていく場合、再度議会ですとか委員会さんでもお諮りした中で予算を用意していくという流れになるかと思っておりますので、また同意があるうちは銀行のほうもそのまま借入れが可能というお話もいただいているところなのですけれども、常光小については、委員のご心配いただいております。小学校の給食室の関係で借入れをしているところがございますので、ここについては適債性というものが我々自身もないのかなというふうに考えております。ここについては、ほかの国庫の関係もあったり、今回のこれは国庫は入っていない

のですけれども、ほかの借入れで国庫等関わっているものもござい  
ますので、再度その辺りを整理した中で、県のほうに確認していき  
ながら、また議会、委員会さんでも報告なり相談なりというよう  
なところをさせていただき、相談というのはおかしいですね。報  
告をさせていただくような形になるかと思えます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 全体的には本会議でやりますが、付託されたところでい  
うと、企業版ふるさと納税があること、それから笠原小学校の跡  
地利活用の問題、それから償還の中には今年度で廃校になる常  
光小学校の未償還分が令和17年度までに7,755万円もある。  
こうしたすばらしい財産を残しながら閉校にしてしまうという  
ことがあります。それからあと、職員の皆さんの絶対的に足り  
ないと、努力はするということは分かりますが、1か月100時  
間も働かざるを得ない環境であるということも含めれば、やは  
り職員の積極的な採用を行うことで会計年度任用職員の処遇  
改善なども求められることを指摘し、反対といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でいたします。

議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち  
本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定するこ  
とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、政策総務常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。政策総務常任委員会の視察研修について、日程は令和5年11月13日月曜日から15日水曜日の3日間、視察先、視察項目については、福岡県北九州市、DX推進計画の策定・実施について、福岡県古賀市、古賀移住計画について、福岡県大野城市、まどかフロアについてとし、実施したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、政策総務常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定をいたしました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時38分)